

社会的認知の反映か、虐待相談が増加

——こどもの日記念特別相談「いじめ・体罰・虐待110番」

例年、東京三会によって行なわれている「こどもの日記念特別相談」が、5月8日に行なわれた。

当日は43名の弁護士が相談に当たり、相談件数は、電話相談83件（昨年59件）、面接相談3件（同5件）の合計86件（同64件）であった。そのうち、現在進行中のいじめ・体罰・虐待の相談件数は、それぞれ11件（同8件）、1件（同6件）、13件（同3件）であった。

相談内容については、今後、詳細に分析される予定であるが、数字から見られる傾向としては、体罰の相談が減り、虐待相談が増えたことが特徴と言える。

しかし、この数字を見て、現実に体罰が減少していると考えるのは、早計であろう。実態を見極めていく必要がある。

また、いじめについては、子どもからの相談が1件のみと

なっており、子どもが直接電話しやすいような広報を、今後、検討する必要もあると考えられる。

虐待について

は、相談件数が増えたということは、虐待問題も弁護士に相談することができる事案であるとの社会的認知を得たものと考えられる。児童相談所だけではなく、弁護士会としても、これからも積極的にかかわっていく必要があることを認識させられた。

（子どもの人権と少年法に関する特別委員会委員 渡邊 淳子）



調査室紹介

フレッシュ!な調査室



左より川畑、田畑、中村、林原、小林、深沢、相羽

調査室メンバー

林原 菜穂子 (46期/2001.4)
小林 ゆか (49期/2002.4)
深沢 岳久 (49期/2003.4)
田畑 広太郎 (53期/2003.4)
中村 博 (47期/2004.4)
相羽 利昭 (48期/2004.4)
川畑 大輔 (52期/2004.4)

*カッコ内は期/入室年月

東弁調査室は、1973年に設立された機関で、会長の委嘱により、司法制度、法律制度そのほかの事項につき、調査研究等の事務及び制定改廃予定の会則等の解釈についての助言を行なうことを職責としている（東京弁護士会調査室規則第2条）。

現在、上記のとおり7人体制で、①会長から委嘱された調査研究案件の処理、②会内・会外行事への参加、③会則、規則、細則等の制定、改廃の調査、条項等の作成、④弁護士法第23条の2に基づく照会請求手続の審査補助等の事務を行なっている。

嘱託の任期は2年とされているが、実際は再任を経て最低4年間は在籍する慣例となっており、現在、7人中3人はこの4月からの新任で、かつ50期代が2人いることから、近年まれに見るフレッシュな顔ぶれである。林原室長と職

務経験ナンバー2の小林嘱託が共に女性会員ということもあり、多少男性陣のおとなしさ(?)が懸念されるところであるが、案件の処理に関する調査室会議(月2回開催)や理事者とのミーティング(月1回開催)等においては活発な議論を戦わせ、理事者へ屈託のない意見を述べているのが現状である。

会員と嘱託とが関わる機会は少ないが、弁護士会の弁護士法第23条の2に基づく照会請求に関しては、各嘱託から直接、請求会員に照会申出書・照会事項書の補正等をお願いしている。弁護士会照会制度が、単に依頼者個人の利益擁護の手段ではなく司法正義の実現のための公的性をもった制度であることをご理解の上、不合理、不当な回答拒否事例をできる限り少なくし、この制度がより一層有効に機能するようご協力をお願いしたい。